JIC

証券コード：5368

第77回　定時株主総会

招集ご通知

新型コロナウイルス感染症への対応について

感染拡大防止のため、インターネット又は書面により事前の議決権行使を行っていただきますようお願い申しあげます。

また、本株主総会へのご出席に際しましては、感染防止のための措置を講じる場合がございますので、ご理解とご協力をお願い申しあげます。

【新型コロナウイルスによる感染防止に向けた当社の株主総会への対応についてP.２に記載しておりますので、ご確認くださいますようお願い申しあげます。】

開催日時　2022年６月23日（木曜日）午前10時
受付開始午前９時20分

開催場所　大阪市中央区南船場４丁目２－４
日本生命御堂筋ビル12階
ハートンホール日本生命御堂筋ビル
「コスモス」

議案及び参考事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役10名選任の件
第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

目　次

第77回定時株主総会招集ご通知…… 1

株主総会参考書類…… 5

（添付書類）

事業報告…… 21

連結計算書類…… 43

計算書類…… 46

監査報告…… 49

日本インシュレーション株式会社

(証券コード5368)
2022年６月７日

株 主 各 位

大阪市中央区南船場一丁目18番17号
日本インシュレーション株式会社
代表取締役社長　吉 井 智 彦

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、電磁的方法（インターネット）又は書面による議決権行使を行っていただくことを強くご推奨申しあげます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年６月22日(水)午後５時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　2022年６月23日(木曜日)　午前10時（受付開始　午前９時20分）

2. 場　　所　大阪市中央区南船場４丁目２－４
日本生命御堂筋ビル12階
ハートンホール日本生命御堂筋ビル「コスモス」
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）
会場が変更となっております。お間違いないようご注意ください。

3. 目的事項

報告事項
1．第77期(2021年４月１日から2022年３月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第77期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役10名選任の件
第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
◎連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネットの当社ウェブサイト（https://www.jic-bestork.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。
◎本招集ご通知の添付書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネットの当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。
◎新型コロナウイルスの感染が広がっております。本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じて、係員のマスクの着用やアルコール消毒液の設置など、感染予防措置を講じてまいります。
◎新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、ワクチン接種の有無に関わらず、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願い申しあげます。なお、株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性がございます。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることになりますので、あらかじめご承知くださいますようお願い申しあげます。
◎当日は会場受付にて、検温を行わせていただき、体温が37.5度以上の発熱が確認された方、体調不良と思われる方については入場をお断りすることがございます。ご了承ください。
◎新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、株主の皆様の安全を第一に考え、本総会の運営を変更する場合がございます。感染症の影響を踏まえた株主総会開催上の注意事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
◎大変恐縮ではございますが、当日の運営も最小限の体制で行う方針でございます。来場特典につきましても当趣旨に鑑み、ご用意はございません。ご了承ください。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。５ページ以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申しあげます。

１．議決権行使の方法について

インターネットによる行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限　2022年６月22日（水曜日）午後５時30分受付まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限　2022年６月22日（水曜日）午後５時30分到着分まで

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時　2022年６月23日（木曜日）午前10時

２．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

⑴ 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

⑵ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2022年６月22日（水曜日）午後５時30分まで**に、パソコン、スマートフォン等から当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

ＱＲコードを読み取る方法

スマートフォンでＱＲコードを読み取っていただくことで、ログインＩＤ・パスワードの入力が不要になります。

1．同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用ＱＲコード」を読み取ってください。

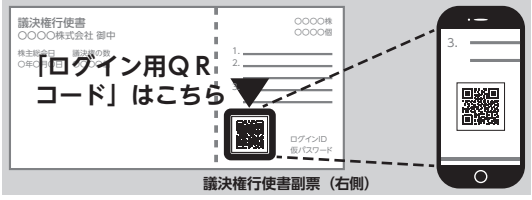

議決権行使書副票（右側）

2．以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※上記方法での議決権行使は１回に限ります。
２回目以降のログインの際は、右記の「ログインＩＤ・仮パスワードを入力する方法」のご案内に従ってログインしてください。

ログインＩＤ・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト
(https://evote.tr.mufg.jp/)

1．パソコン、スマートフォン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。

2．同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご入力ください。

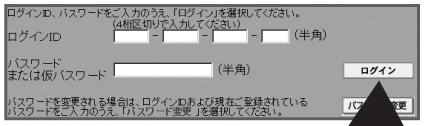

入力後、「ログイン」をクリック

3．「現在のパスワード」と「新しいパスワード」をそれぞれ入力してください。



入力後、「送信」をクリック

4．以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

(1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。
(2) パソコン、スマートフォン等によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
(3) パソコン、スマートフォン等による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（通話料無料）　受付時間 午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当事業年度の剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績、経営環境及び今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類　　金銭

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株１株につき　金37円　　総額321,522,045円

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

2022年６月24日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

（１）変更案第14条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

（２）変更案第14条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

（３）株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。

（４）上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所）

現行定款	変　更　案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第14条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（　削　　除　）
（　新　　設　）	（電子提供措置等） 第14条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

現行定款	変　更　案
（　新　　設　）	2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 （附則） 1．変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2．前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。 3．本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

3．補足説明（電子提供制度について）

電子提供制度とは、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主に対して株主総会資料を提供することができる制度です。電子提供制度は、上場会社に対して強制適用されることから、当社では、次回（2023年６月）の株主総会から電子提供制度が適用され、株主の皆様のお手元には簡易な招集通知（ウェブサイトに掲載したこと及びウェブサイトのアドレスを記載したお知らせ等）をお届けすることになります。

次回以降の株主総会において、株主総会資料を書面で受領したい株主様は、「書面交付請求」の手続きをお取りいただくことができます。

「書面交付請求」のお手続きにつきましては、証券会社にお申し出の場合は、口座を開設している証券会社へ、株主名簿管理人にお申し出の場合は、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社へお問い合わせください。

第３号議案　取締役10名選任の件

取締役全員（13名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のために取締役３名を減員し、取締役10名（うち、社外取締役３名）の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名・報酬等検討委員会の答申を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における現在の地位及び担当等	属　性
1	大橋 健一（おおはし けんいち）	取締役会長	再任
2	吉井 智彦（よしい ともひこ）	代表取締役社長	再任
3	三宅 節生（みやけ せつお）	常務取締役管理本部本部長	再任
4	川端 秀享（かわばた ひでゆき）	取締役	再任
5	中野 強（なかの つよし）	取締役技術本部本部長	再任
6	小野寺 一也（おのでら かずや）	取締役建築事業部事業部長	再任
7	村中 俊哉（むらなか としや）	取締役	再任 社外 独立
8	上田 保治（うえだ やすじ）	取締役	再任 社外 独立
9	内村 涼子（うちむら りょうこ）	取締役	再任 社外 独立
10	岡 秀幸（おか ひでゆき）	参事生産事業部事業部長	新任

候補者の属性

新任　新任取締役　　再任　再任取締役　　社外　社外取締役　　独立　独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社普通株式数
1	 おお　はし　けん　いち 大　橋　健　一 (1951年7月27日生) 【再任】	1974年４月　当社入社 1994年６月　当社取締役プラント営業本部副本部長 2001年４月　当社取締役営業本部統括部長 2002年６月　当社常務取締役営業本部統轄 2005年６月　当社専務取締役営業本部本部長 2006年４月　当社代表取締役社長 2014年９月　JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD. 会長兼務 2017年４月　当社代表取締役会長 2021年４月　当社取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） なし	642,831株
	取締役候補者とした理由 長年に亘る経営者としての豊富な経験と経営全般における高い見識を有し、今後も当社の会長として企業価値の持続的な向上に寄与することができると判断されることから、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社普通株式数
2	 よし　い　とも　ひこ 吉　井　智　彦 (1956年７月６日生) 【再任】	1979年４月　当社入社 1998年３月　当社プラント営業本部営業１部長 2001年４月　当社営業本部営業開発部部長 2005年４月　当社執行役員営業本部営業推進統轄 2006年４月　当社執行役員営業本部副本部長 2006年６月　当社取締役営業本部副本部長 2007年４月　当社取締役営業本部本部長 2011年４月　当社取締役プラント事業部事業部長 2012年６月　当社常務取締役プラント事業部事業部長 2016年６月　当社専務取締役プラント事業部事業部長 2016年10月　当社専務取締役 2017年４月　当社代表取締役社長（現任） 2021年４月　JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD. 会長兼務（現任） （重要な兼職の状況） JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.会長	73,000株
	取締役候補者とした理由 長年に亘る当社プラント事業部のトップとしての豊富な経験と経営全般における高い見識を有し、今後も当社の社長として企業価値の持続的な向上に寄与することができると判断されることから、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものです。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
普通株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>
み　やけ　せつ　お
三　宅　節　生
(1958年８月30日生)
【再任】</td><td>1982年４月　当社入社
2000年４月　当社岐阜工場工場長
2001年１月　当社北勢工場工場長
2005年４月　当社執行役員生産事業部副事業部長
2006年４月　当社執行役員生産事業部事業部長
2007年６月　当社取締役生産事業部事業部長
2016年６月　当社常務取締役生産事業部事業部長
2018年１月　JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.
管掌兼務
2020年４月　当社常務取締役兼生産事業部管掌
2020年６月　当社常務取締役管理本部本部長（現任）
（重要な兼職の状況）
なし</td><td>38,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とした理由
長年に亘る当社生産事業部のトップとしての豊富な経験と事業全般における高い見識を有し、今後も当社の企業価値の持続的な向上に寄与することができると判断されることから、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>
かわ　ばた　ひで　ゆき
川　端　秀　享
(1953年11月１日生)
【再任】</td><td>1989年９月　当社入社
2004年３月　当社管理本部経理部部長
2006年４月　当社執行役員管理本部経理部部長
2014年６月　当社取締役管理本部経理部部長
2022年４月　当社取締役（現任）
（重要な兼職の状況）
なし</td><td>12,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とした理由
長年に亘る当社管理本部経理部部長としての豊富な経験と高い見識を有し、今後も当社の企業価値の持続的な向上に寄与することができると判断されることから、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものです。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
普通株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>
なか　の　　つよし
中　野　　強
(1963年12月22日生)
【再任】</td><td>1987年４月　住友化学工業株式会社（現：住友化学株式会社）入社
2015年４月　住友化学株式会社情報電子化学品研究所　上席研究員　研究グループ（エピタキシャル開発）グループマネージャー
2017年４月　住華科技（股）有限公司出向　専案協理
2020年２月　当社出向、技術統轄（生産事業部技術部・商品技術研究所管掌）
2020年４月　当社技術本部本部長
2020年６月　当社取締役技術本部本部長（現任）
（重要な兼職の状況）
住友化学株式会社大阪本社所属</td><td>1,100株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とした理由
住友化学株式会社における研究者としての豊富な経験と工学分野への高い見識を有し、今後も当社の研究開発事業を統括する技術本部本部長として、当社の企業価値の持続的な向上に寄与することができると判断されることから、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>
おのでら　かずや
小野寺　一也
(1961年７月14日生)
【再任】</td><td>1983年４月　当社入社
2015年４月　当社参事建築事業部副事業部長兼関東支社長
2017年４月　当社参事建築事業部事業部長
2020年６月　当社取締役建築事業部事業部長（現任）
（重要な兼職の状況）
なし</td><td>4,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とした理由
長年に亘る当社建築事業部における豊富な経験と高い見識を有し、今後も当社の建築事業部門を統括する建築事業部事業部長として、当社の企業価値の持続的な向上に寄与することができると判断されることから、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものです。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社普通株式数
7	 むら　なか　とし　や 村　中　俊　哉 (1960年３月15日生) 【再任】 独立社外取締役候補者	1985年４月　住友化学工業株式会社（現：住友化学株式会社）入社 2000年10月　住友化学工業株式会社農業化学品研究所　主席研究員 2001年４月　理化学研究所植物科学研究センターバイオケミカルリソース研究チーム　チームリーダー 2007年４月　横浜市立大学木原生物学研究所　教授 2010年５月　大阪大学大学院工学研究科　教授（現任） 2013年４月　理化学研究所　環境資源科学研究センター　客員主管研究員（現任） 2017年６月　当社取締役（社外）（現任） 2020年11月　大阪大学先導的学際研究機構　教授（現任） （重要な兼職の状況） 大阪大学大学院工学研究科教授（兼）大阪大学先導的学際研究機構教授（兼）理化学研究所　環境資源科学研究センター　客員主管研究員	104,544株

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大阪大学等における研究者としての豊富な経験と工学分野への高い見識を基に、当社の商品開発・技術開発分野、生産部門等への的確な指導・助言等を行っていただいています。今後もこれらの高い見識を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、引き続き当社の社外取締役として選任をお願いするものです。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。

また、同氏が選任された場合には、経営諮問委員会の委員として経営全般に関する助言をいただくこと並びに指名・報酬等検討委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただくことを予定しております。

なお、同氏は当社が定める「社外役員の独立性に関する判断基準（以下、「独立性基準」という。）」に照らし、独立性には問題ないものと考えております。

社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって５年であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社普通株式数
8	 うえ だ やす じ 上 田 保 治 (1952年3月10日生) 【再任】 独立社外取締役候補者	1974年３月　国土計画株式会社入社 1982年７月　西武建設株式会社入社 2007年６月　西武建設株式会社執行役員多摩川事業部長 2010年２月　多摩川開発株式会社代表取締役社長 2017年３月　多摩川開発株式会社代表取締役退任 2018年６月　当社取締役（社外）（現任） （重要な兼職の状況） なし	2,000株

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

多摩川開発株式会社等における長年に亘る企業経営の経験と高い見識を有しており、大所高所からの当社経営に対する指導・助言を通じ、当社の企業価値の持続的な向上に寄与するものと判断されることから、引き続き当社の社外取締役として選任をお願いするものです。

また、同氏が選任された場合には、筆頭独立社外取締役としての職務を果たしていただくこと、経営諮問委員会の委員長として経営全般に関する助言をいただくこと、指名・報酬等検討委員会の委員長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただくこと並びに経営審議会の取締役委員として従業員の生活向上等の審議に関与いただくことを予定しております。

なお、同氏は当社が定める「独立性基準」に照らし、独立性には問題ないものと考えております。

社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社普通株式数
9	 うち むら りょう こ 内 村 涼 子 (1979年８月12日生) 【再任】 独立社外取締役候補者	2012年12月　司法修習終了　日比谷ともに法律事務所入所 2020年６月　日比谷晴海通り法律事務所設立（代表） （現任） 2021年６月　当社取締役（社外）（現任） （重要な兼職の状況） 日比谷晴海通り法律事務所代表	０株

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士としての長年に亘る豊富な経験と高い見識を有し、専門的見地からの助言・指導を通じ、当社の企業価値の持続的な向上に寄与することができると判断されることから、引き続き当社の社外取締役として選任をお願いするものです。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。

また、同氏が選任された場合には、経営諮問委員会の委員として経営全般に関する助言をいただくこと並びに指名・報酬等検討委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただくことを予定しております。

なお、同氏は当社が定める「独立性基準」に照らし、独立性には問題ないものと考えております。

また、社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって１年であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社普通株式数
10	 おか　ひで　ゆき 岡　秀幸 （1970年２月17日生） 【新任】	1991年４月　当社入社 2020年３月　当社参事生産技術研究所部長兼JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.社長 2022年４月　当社参事生産事業部事業部長兼JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.管掌（現任） （重要な兼職の状況） なし	1,000株
	取締役候補者とした理由 長年に亘る当社生産事業部における豊富な経験と高い見識を有し、今後も当社の生産部門を統括する生産事業部事業部長として、当社の企業価値の持続的な向上に寄与することができると判断されることから、新たに当社の取締役として選任をお願いするものです。		

（注）１．候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
２．当社と候補者 村中俊哉氏、上田保治氏及び内村涼子氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
３．村中俊哉氏、上田保治氏及び内村涼子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は村中俊哉氏、上田保治氏及び内村涼子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
４．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、取締役を含む被保険者が職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の保険料を当社が全額負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
５．経営諮問委員会は、当社を取り巻く経営課題について大所高所から審議し、取締役会に対し提言する会議体であり、社外取締役及び監査役から構成されています。
６．指名・報酬等検討委員会は、取締役及び監査役の指名、報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るために設けられた取締役会の諮問機関であり、社外取締役、会長及び社長から構成されています。

7．経営審議会は、従業員の生活向上等に関する審議、答申、提案を行う取締役会・経営会議の諮問機関であり、議長（取締役）、取締役委員、社員委員等から構成されています。
8．社外役員の独立性に関する判断基準
社外役員の独立性について、以下の判断基準を設けています。
当社における社外役員のうち、以下の各号の定める要件のいずれにも該当しない場合には、原則として、当社と重大な利害関係がないものとみなし、独立性を有するものと判断されるものとする。
① 当社及び当社グループ会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者（社外取締役を除く取締役及び従業員（名称の如何を問わず当社グループと雇用関係にある者））
② 当社グループの主要な顧客・取引先の業務執行者。主要な顧客・取引先とは、次のいずれかに該当する者をいう。
1）当社グループに製品又はサービスを提供している取引先、又は当社グループが製品又はサービスを提供している取引先のうち、直近に終了した３事業年度のいずれかにおいて、取引総額が当社連結売上高の２％を超える者又は当社グループへの売上高が当該会社の連結売上高の２％を超える者
2）当社グループのメインバンクである金融機関
③ 当社グループが取締役（常勤・非常勤を問わない）を派遣している会社の業務執行者
④ 当社グループから役員報酬以外の報酬を得ているコンサルタント、公認会計士、弁護士等の専門家（但し個人）のうち、直近に終了した事業年度において、当社グループからの役員報酬以外の報酬支払総額が1,000万円を超える者
⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属し監査業務を担当する者
⑥ 当社グループと取引のあるコンサルティング会社、税理士法人、法律事務所等の法人もしくは組合等の団体（但し⑤を除く）のうち、直近に終了した３事業年度における当社グループへの年平均売上高が当該団体の連結売上高の２％もしくは年間1,000万円のいずれか高い方を超える団体に所属するコンサルタント、公認会計士、弁護士等の専門家
⑦ 当社の株主のうち、直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10％以上（直接保有及び間接保有の合算比率）である者又はその業務執行者
⑧ 当社グループが株式を保有している会社のうち、直近の事業年度末における当社の議決権保有比率が総議決権の10％以上（直接保有及び間接保有の合算比率）である者又はその業務執行者
⑨ 当社グループが直近の３事業年度の平均で年間1,000万円を超える金額の寄付、融資等を行っている団体の理事その他の業務執行者
⑩ 就任前10年間のいずれかの時期において上記①に該当していた者、並びに直近の３年間のいずれかの時期において上記②ないし⑨に該当していた者
⑪ 次のいずれかに該当する者の配偶者又は２親等以内の親族
1）上記①ないし⑩に掲げる者（但し、⑤及び⑥における「所属する者」には、「重要な業務執行者及び弁護士・公認会計士等の専門的な資格を有する者」でない者を含まず、また「業務執行者」には部長職相当未満の者を含まない。）
2）直近の１年間のいずれかの時期において当社グループの業務執行者（但し部長職相当未満を除く）に該当していた者
⑫ ①～⑪に該当しない場合でも、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないとはいえない場合

（ご参考）取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリックス）

候補者番号	氏名	専門性と経験						
		企業経営 経営戦略	財務・会計	生産.研究開発. 新規事業開発	海外事業	法務・コンプライアンス	営業	サステナビリティ
1	大橋 健一	○					○	○
2	吉井 智彦	○			○		○	○
3	三宅 節生			○				
4	川端 秀享		○					
5	中野 強			○	○			
6	小野寺 一也						○	
7	村中 俊哉			○				○
8	上田 保治	○						
9	内村 涼子					○		
10	岡 秀幸			○	○			

【スキルマトリックス各項目の選定理由】

各項目	選定理由
企業経営・経営戦略	取締役会に期待される、経営を監視する役割及び経営の明確な方向性を示す役割を果たすため、企業経営・経営戦略に関する知識・経験が必要である。
財務・会計	確かな財務報告の作成により経営の健全性を図っていくため、財務・会計に関する知識・経験が必要である。
生産・研究開発・新規事業開発	当社製品へのお客様の信頼を維持・向上し、また新たな事業の柱の構築を推進していくため、生産・研究開発・新規事業開発に関する知識・経験が必要である。
海外事業	当社の今後の企業価値の向上には事業のグローバルな展開が不可欠であることから、海外事業に関する知識・経験が必要である。
法務・コンプライアンス	今後の新規事業展開や海外展開のためにも法務に関する知識・経験が益々不可欠であり、またリスク管理ひいてはサステナビリティ経営の推進のためにはその基盤となるコンプライアンスに関する知識・経験が必要である。
営業	国内及び海外において、更なる顧客層の拡大を図っていくために、営業やマーケティングに関する知識・経験は不可欠である。
サステナビリティ	既存事業の枠を超えて、世界の脱炭素の流れに乗り変革を行っていくためには、サステナビリティ或いはESGに関する視点が必要である。

第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されます取締役　森本勝広氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会の決議にご一任いただきたいと存じます。なお、退任取締役に対する退職慰労金は、本招集ご通知31ページに記載の、当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であると判断しております。

氏　　名	略　　歴
もりもと　かつひろ 森　本　　勝　広	2020年６月　　当社取締役 現在に至る

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（自　2021年４月１日
至　2022年３月31日）

Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症(以下、「感染症」という)予防のための厳しい行動制限等が緩和されるなかで持ち直しの動きがみられています。しかし、原油などの国際商品価格はウクライナ情勢を背景に高水準で推移し、国内企業物価も上昇が続き、企業の景況感は多くの業種で低下しています。設備投資は、企業の利益水準に比べて低い水準が続いていましたが、今後の利益改善が積極的な設備投資につながることが期待されます。

このような状況のなか、当社工事部門においては、保温断熱工事が電力・石油プラント向けで当初計画を上回る工事量を受注することができ、耐火被覆工事でも物流施設向けを中心に堅調に推移しました。販売部門においては、耐火被覆材、保温断熱材ともに、コロナ禍以前の水準に復するには至らないものの、売上高は前期比で横ばいとなりました。

一方、最近の企業物価上昇による外部原価増の影響で、工事部門や販売部門の営業利益は減少しております。価格転嫁に努めており、その効果は来期以降の業績に寄与すると見込んでおります。

また、前連結会計年度にジェイアイシーベトナム有限会社の減損損失を485百万円計上していた影響により、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は増加しています。

その結果、当社グループにおける当連結会計年度の売上高は141億１千８百万円（前連結会計年度比98.7%）、営業利益18億6千1百万円（前連結会計年度比82.0%）、経常利益18億９千１百万円（前連結会計年度比85.2%）、親会社株主に帰属する当期純利益は11億４千５百万円（前連結会計年度比112.0%）となりました。

セグメント別の経営成績は以下のとおりであります。

（建築関連）

工事部門において、耐火被覆工事が物流施設向けを中心に堅調に推移したものの、大型物件の工事進捗の状況などから対前年比で売上高はやや減少となりました。販売部門において、中小の建築案件が下期から回復の傾向にあり、耐火被覆材の需要回復につながりました。また、内装仕上げ材も需要の減少に歯止めがかかりました。

以上の結果、工事及び販売を合わせた建築関連全体の売上高は50億２百万円（前連結会計年度

比96.8%）となりました。
（プラント関連）
工事部門において、電力・石油等のプラント向け定期修繕工事、建設工事の需要が堅調に推移し、昨年度の大型工事が一服するなか、当初計画を上回る工事量を受注し、ほぼ前期並みの売上を確保することができました。販売部門においては、国内一般顧客のメンテナンス向け製品、海外子会社商品等の需要の低迷が続いていましたが、下期に出荷が回復し、売上高は前年比で横ばいとなりました。
以上の結果、工事及び販売を合わせたプラント関連全体の売上高は91億１千６百万円（前連結会計年度比99.8%）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は１億２千５百万円であります。その主なものは、化合槽入替工事であります。来期は岐阜倉庫建設等の設備投資を予定しております。

(3) 資金調達の状況

上記設備投資資金につきましては、自己資金及び金融機関借入により調達しました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第74期 2018年４月１日から 2019年３月31日迄	第75期 2019年４月１日から 2020年３月31日迄	第76期 2020年４月１日から 2021年３月31日迄	第77期 (当連結会計年度) 2021年４月１日から 2022年３月31日迄
売上高（百万円）	11,766	14,195	14,301	14,118
経常利益（百万円）	1,510	2,024	2,220	1,891
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	980	1,464	1,023	1,145
１株当たり当期純利益（円）	128.29	189.52	117.76	131.84
総資産（百万円）	13,956	15,776	16,235	16,450
純資産（百万円）	8,382	10,520	11,281	12,080

（注）１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

(5) 対処すべき課題

1．市場の拡大、収益の確保

①国内事業の拡大

国内市場につきましては、建設投資を確実に受注につなげられるよう営業力の強化を図るとともに、更なる工事管理強化による採算性の向上を図り、また、新市場の開拓及び新規商品の開発を推進してまいります。

1）建築事業においては、耐火被覆材のシェアアップ、新製品開発、既存製品の性能・機能の向上等を進めていきます。

2）プラント事業においては、保温材のシェアアップ、建設案件の営業強化等を行っていきます。

3）技術本部においては、将来の収益の一翼を担う新規商品の開発を推進します。

②海外事業の推進

以下の対策等により海外事業の拡大を図ります。

1）ベトナム工場の安定稼働を維持すべく、全力で取り組みます。

2）ベトナム工場生産品の販路拡大のため、海外、とりわけ東南アジアにおける営業を、各国の販売店と協調しながら一層強化してまいります。

3）ベトナム工場については、生産性向上のため、海外需要等の事業環境を見極めながら、段階的に増設を進めてまいります。

4）建築事業においては、市場拡大に向けてアジア地区での各国販売店との連携を推進してまいります。

2．サステナビリティ経営の推進

マテリアリティ（重要課題）を特定し、将来あるべき目標とマイルストーン（中間目標）を設定し、サステナビリティ経営を推進してまいります。政府方針である2050年におけるカーボンニュートラルの実現に向け、取り組みを進めてまいります。

3．コンプライアンスの徹底

コンプライアンスは経営の根幹をなすものであり、これまで以上に役職員に対するコンプライアンス教育を徹底する他、コンプライアンスを推進するために必要な体制の整備及びその確実な運用を図ってまいります。上場企業として求められるインサイダー取引規制及びフェア・ディスクロージャー・ルール等の遵守に努めてまいります。

反社会的勢力とは関係を一切持たない経営を推進してまいります。

4．ガバナンス体制の強化

コーポレートガバナンス・コードに適切に対応しガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。

5．危機管理への対応

当社を取り巻く様々なリスクを事前に認識し、リスクが顕在化しないよう、適切な対策を実施してまいります。

地震や台風などの自然災害に伴うリスクに対し、適切に対応してまいります。

感染拡大が続いている感染症が、当社事業並びに当社役職員を含む全てのステークホルダーの安全・健康に及ぼす影響を適切に見極め、対応してまいります。

海外展開の推進に伴い増加するリスクに対し、適切に対応してまいります。

取引先を含む人権尊重の徹底に取り組んでまいります。

また、建設アスベスト損害賠償請求等の訴訟につきましては、今後とも弁護士と協議しつつ適切に対応してまいります。

6．ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

ＩｏＴ、ＡＩ、ＲＰＡ等の高度ＩＴ技術を活用した生産性の向上に引き続き取り組んでまいります。

7．人材の確保・教育、健康経営・ダイバーシティの推進

効率経営を目指し、社員の生産性向上、少数精鋭体制の確立のため、社員教育の強化、有能な人材の確保に努めてまいります。

次世代経営者及び次世代幹部候補者の育成に努めるとともに、女性社員を含めた多様な人材の育成を進めてまいります。

また、社員にとって働きやすい職場となるよう、健康経営の推進に努めてまいります。

引き続き、海外生産体制並びに海外営業の強化を進め、さらにグローバル人材の確保のため、語学教育の強化、外国人の登用等を通じ、海外業務に対応できる体制を強化してまいります。

当社の工事分野における総合力の向上のため、協力業者の育成を図ってまいります。

8．品質・安全維持への対応

労働災害、品質クレームゼロを目指し、日頃からの管理の徹底、発生時の原因追究及び対策実施を徹底してまいります。

上記課題に対処し、これからも社会的責任を果たすため、コンプライアンス体制の強化を図り、事業環境の変化に対応したコーポレートガバナンスの一層の充実を推進し、お取引先様からの信頼の向上を図ってまいります。また、技術力・開発力の強化、収益力の向上を図り、さらに企業価値を高めることにより株主の皆様からご支持を得られるよう全社を挙げ努力してまいりますので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	出資比率	主な事業内容
JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.	155,093百万ＶＮＤ	100.0%	保温材の製造

(7) 主要な事業内容（2022年３月31日現在）

当社は、ゾノトライト系けい酸カルシウムを基材とした各種の超軽量保温断熱材、耐火建材等の製造、販売及び設計・施工、関連資材の販売並びにアスベスト関連のコンサルティング、除去工事等を主たる事業としております。

(8) 主要な事業所（2022年３月31日現在）

本社	大阪市中央区
・管理本部	大阪市中央区
建築事業部	東京都江東区
・建築管理部	東京都江東区
・建築営業推進部	東京都江東区
・関東支社	東京都江東区
・関西支社	大阪市中央区
・東北営業所	仙台市泉区
・中部営業所	名古屋市中区
・九州営業所	福岡市博多区
プラント事業部	東京都江東区
・プラント管理部	東京都江東区
・プラント営業開発Ｇｒ	東京都江東区
・プラント海外営業部	東京都江東区
・プラント販売部	大阪市中央区
・東日本支社	東京都江東区
・京浜営業所	川崎市川崎区
・鹿島営業所	茨城県神栖市
・新潟営業所	新潟県柏崎市
・京葉支社	千葉県市原市
・千葉営業所	千葉県市原市
・西日本支社	大阪市中央区
・三重営業所	三重県四日市市
・大阪営業所	大阪市中央区
・倉敷営業所	岡山県倉敷市
生産事業部	岐阜県瑞穂市
・岐阜工場	岐阜県瑞穂市
・北勢工場	三重県いなべ市
技術本部	岐阜県瑞穂市
・生産技術研究所	岐阜県瑞穂市
・商品技術研究所	岐阜県瑞穂市
その他	
・商品ＰＲルーム	岐阜県瑞穂市
子会社	
・JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.	
ベトナム社会主義共和国アンザン省フータン県	

(9) 従業員の状況（2022年３月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
建築事業	61名	１名減
プラント事業	141名	４名減
全社（共通）	155名	２名減
合計	357名	７名減

（注）１．当連結会計年度末日の従業員数を記載しております。
２．全社(共通)は、生産部門（JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.を除く）、商品研究等部門及び総務、経理等の管理部門の従業員であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
302名	５名減	42.6歳	15.0年

（注）上記には臨時従業員及び嘱託は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2022年３月31日現在）

借入先	借入金額
	百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	253
株式会社大垣共立銀行	200
株式会社日本政策投資銀行	180
日本生命保険相互会社	100
株式会社商工組合中央金庫	100

（注）当事業年度末日の借入金残高を記載しております。

（11）その他企業集団の現況に関する重要な事項

2022年４月４日より施行された東京証券取引所における市場区分の見直しに関して、当社は従来の市場第二部からスタンダード市場に移行いたしました。

国及び当社を含む建材メーカーを被告とする建設アスベスト損害賠償請求訴訟については東京、札幌の各高等裁判所、東京、大阪、札幌、仙台、さいたま、横浜、福岡の各地方裁判所で係属中であります。当社といたしましては、今後とも裁判の推移に留意するとともに、顧問弁護士と協議しつつ適切に対処してまいります。

Ⅱ．会社の株式に関する事項（2022年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　24,000,000株

（2）発行済株式の総数　8,707,200株（自己株式17,415株を含む）

（3）当事業年度末株主数　2,056名

（4）大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
大橋ゆふみ	1,105,459株	12.72%
大阪中小企業投資育成株式会社	872,400	10.04
大橋健一	642,831	7.40
株式会社日本政策投資銀行	500,000	5.75
光通信株式会社	376,700	4.33
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	349,000	4.02
株式会社大垣共立銀行	349,000	4.02
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	284,500	3.27
三菱ＵＦＪキャピタル株式会社	165,800	1.91
共友リース株式会社	151,000	1.74

（注）　持株比率は、自己株式（17,415株）を控除して計算しております。

Ⅲ．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況（2022年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当又は重要な兼職の状況
取締役会長	大橋健一	
代表取締役社長	吉井智彦	JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.会長
常務取締役	三宅節生	管理本部本部長
取締役	川端秀享	管理本部経理部部長
取締役	小畑健雄	管理本部総務部部長
取締役	中野強	技術本部本部長　住友化学株式会社大阪本社所属
取締役	森本勝広	生産事業部事業部長兼JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.管掌
取締役	小野寺一也	建築事業部事業部長
取締役	金子一郎	管理本部経営企画部部長
取締役	原田文代	株式会社日本政策投資銀行　執行役員（ＧＲＩＴ担当）兼経営企画部サステナビリティ経営室長（独立社外取締役）
取締役	村中俊哉	大阪大学大学院工学研究科教授兼大阪大学先導的学際研究機構教授兼理化学研究所環境資源科学研究センター　客員主管研究員（独立社外取締役）
取締役	上田保治	（独立社外取締役）
取締役	内村涼子	日比谷晴海通り法律事務所代表（独立社外取締役）
常勤監査役	山下智之	JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.監査役（独立社外監査役）
監査役	森脇健人	森脇健人税理士事務所所長（独立社外監査役）
監査役	中野英雄	
監査役	武田英彦	公認会計士武田英彦事務所代表兼株式会社エスポア社外監査役兼株式会社キーエンス社外監査役　（独立社外監査役）

（注）１．監査役　森脇健人氏は、税理士の資格を有しており、また監査役　武田英彦氏は公認会計士の資格を有しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
２．取締役　内村涼子氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
３．取締役原田文代氏、村中俊哉氏、上田保治氏及び内村涼子氏、監査役山下智之氏、森脇健人氏及び武田英彦氏は「社外役員の独立性に関する判断基準」（17ページ参照）に基づく独立社外役員であります。
４．社外取締役原田文代氏の兼職先である株式会社日本政策投資銀行より、当社は借入を行っております。
５．社外取締役村中俊哉氏の兼職先である大阪大学及び理化学研究所と当社との間には、資本関係や取引関係など、特記すべき関係はありません。
６．社外取締役内村涼子氏の兼職先である日比谷晴海通り法律事務所、社外監査役森脇健人氏の兼職先である森脇健人税理士事務所及び社外監査役武田英彦氏の兼職先である公認会計士武田英彦事務所と当社の間には、資本関係や取引関係など、特記すべき関係はありません。

（2）当事業年度中の取締役の異動

①　就任

2021年６月24日開催の第76回定時株主総会において、金子一郎氏及び内村涼子氏が取締役に、武田英彦氏が監査役に選任され、就任いたしました。

②　退任・辞任

2021年６月24日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって、繁野径子氏は監査役を辞任いたしました。

（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役及び子会社社長であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。

1．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、会社業績と連動する業績連動報酬及び退職慰労金により構成され、社外取締役の報酬は基本報酬及び退職慰労金とする。

a. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

固定報酬は、取締役の職務執行の対価として毎月支給する定額の金銭報酬である。個別の取締役に係る固定報酬の報酬水準は、代表取締役社長が原案を作成して指名・報酬等検討委員会に諮問し、その答申を踏まえて毎期の定時株主総会終了後の取締役会に諮り、取締役会にて決定する。固定報酬額は、各取締役等の役位や各取締役等が担う役割、責務に応じて決定することとしている。

b. 業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、以下の算定方法にて算出した額を、社外取締役を除く取締役に対し賞与として毎年、一定の時期に支給する。業績連動報酬の算定においては、各事業年度の当期純利益（連結ベース）を評価指標とする。支給額は、賞与算定式である「月額報酬×支給月数」のうち、支給月数部分を当期純利益の水準に応じて変動させるものとする。評価指標は、指名・報酬等検討委員会の答申を踏まえ、取締役会で随時見直しを行うものとする。

c. 退職慰労金に関する決定方針

退任する取締役に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に基づき、退任時の株主総会における決議を経て、取締役会にて個別の支給額を決定する。

d. 取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の決定は、取締役会にて決議した当該決定方針に基づき、取締役会がこれを決定することとしております。取締役の個人別の報酬等については、内容を決定するに当たり、事前に指名・報酬等検討委員会にて決定方針との整合性を含めた多角的な審議検討を行っております。取締役会は基本的にその答申を尊重しており、当該個人別の報酬等の内容は、決定方針に沿うものであると判断しております。

②監査役の報酬の内容の決定に関する方針等

監査役の報酬に関する方針は、監査役会にて決定しております。監査役の報酬は、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、固定報酬(基本報酬)及び退職慰労金としており、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、監査役会にて個別の報酬額を決定しております。

(注) 社外取締役及び監査役の報酬は、これまでは業績連動報酬も含めておりましたが、高い独立性確保を図るため、指名・報酬等検討委員会の答申を受け、第78期事業年度にかかる報酬から上述の通り業績との連動は行わないこととしております。

③当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	退職慰労金	
取　締　役 (うち社外取締役)	158,673 (10,610)	113,395 (6,600)	31,748 (2,400)	13,530 (1,610)	12 (3)
監　査　役 (うち社外監査役)	25,250 (21,000)	17,650 (14,650)	5,800 (4,800)	1,800 (1,550)	5 (4)
合　計	183,923 (31,610)	131,045 (21,250)	37,548 (7,200)	15,330 (3,160)	17 (7)

(注) 1．2006年６月27日開催の第61回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額240,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人給与分を含まない。）、監査役の報酬限度額を年額36,000千円以内と決議いただいております。なお、本定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役３名）、監査役４名（うち社外監査役３名）です。

2．当事業年度末現在の人員は、取締役13名（うち社外取締役４名）、監査役４名（うち社外監査役３名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、2021年６月24日開催の第76期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名を含んでおり、また無報酬の社外取締役が１名在任しているためであります。

3．業績連動報酬に係る業績指標は、親会社株主に帰属する当期純利益であり、2022年３月期の実績は1,145百万円であります。当該指標を選択した理由は、親会社株主に帰属する当期純利益が、当社グループの企業価値並びにモチベーションの向上を図るインセンティブとして、明確な指標となると判断しているからであります。

4．退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

④当事業年度において支払った役員退職慰労金

2021年6月24日開催の第76回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって辞任した監査役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

社外監査役　１名　750千円

なお、この金額には当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額688千円が含まれております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第１項の規定に基づき、取締役 原田文代氏、村中俊哉氏、上田保治氏及び内村涼子氏、監査役山下智之氏、森脇健人氏及び武田英彦氏と同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1,000万円又は法令で規定する額のいずれか高い額としております。

(6) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

（社外取締役）

区　分	氏　名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	原 田 文 代	当事業年度開催の取締役会19回のうち19回（100%）に出席し、必要に応じ、金融面や国際情勢等に関する高い見識を基に発言を行っており、特に海外事業や新規事業関連について専門的立場から助言を行うなど、意思決定の妥当性確保や企業価値向上に向けた取り組みにおいて適切な役割を果たしております。また、指名・報酬等検討委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会４回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役	村 中 俊 哉	当事業年度開催の取締役会19回のうち19回（100%）に出席し、必要に応じ、研究者として工学分野への高い見識を基に発言を行っており、特に新規事業関連や研究開発関連について専門的立場から助言を行うなど、当社の企業価値向上に向けた取り組みにおいて、適切な役割を果たしております。また、指名・報酬等検討委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会４回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役	上 田 保 治	当事業年度開催の取締役会19回のうち19回（100%）に出席し、企業経営の経験を基に専門的見地からの発言を行っており、意思決定の妥当性を確保するために適切な役割を果たしています。また、指名・報酬等検討委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会４回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っている他、経営審議会の取締役委員として取締役会と従業員の間のコミュニケーションにおいて重要な役割を果たしております。
取締役	内 村 涼 子	2021年６月の就任後に開催された取締役会13回のうち13回（100%）に出席し、必要に応じ、法律面に関する高い見識を基に発言を行っており、企業法務に精通した弁護士として、専門的な視点から助言を行うなど当社の企業価値向上に向けた取り組みにおいて、適切な役割を果たしております。また、指名・報酬等検討委員会の委員として、就任後に開催された委員会３回に出席し客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

（社外監査役）

区　分	氏　名	主な活動状況
監査役	山 下 智 之	当事業年度開催の取締役会19回のうち19回（100%）、監査役会13回のうち13回（100%）に出席し、必要に応じ、長年に亘る金融業務の経験から発言を行っております。
監査役	森 脇 健 人	当事業年度開催の取締役会19回のうち19回（100%）、監査役会13回のうち13回（100%）に出席し、必要に応じ、税理士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	武 田 英 彦	2021年６月就任後に開催された取締役会13回のうち13回（100%）、監査役会10回のうち10回（100%）に出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

Ⅳ．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称　　有限責任 あずさ監査法人

（2）会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当社が支払うべき報酬等の額	28百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

（注）1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業内容や事業規模に照らし適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社の重要な子会社JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

（3）非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である、財務報告に係る内部統制に関する助言業務についての対価を支払っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき当社が会計監査人 有限責任 あずさ監査法人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

会計監査人の責任限定契約

会計監査人は、本契約締結後、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金24,000千円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意又は請求に基づき、取締役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

Ⅴ．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制

当社の「内部統制に関する基本方針」は2022年3月31日現在、以下のとおりとなっております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 企業倫理の確立、法令遵守の規範として制定した「企業行動規範・企業行動基準」の周知徹底を図る。
② 取締役及び使用人の責任、権限を明確化し、適正な運用を行う。
③ 取締役及び使用人に対し企業倫理・法令等の遵守に関する社内規定の整備、資料の配布等を実施し、啓蒙活動、教育訓練を実施する。
④ 取締役は法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
⑤ コンプライアンス委員会を設置し、取締役及び使用人の法令・定款・社内規定の違反、不正行為の未然防止、違反者の適正な処分、再発防止を徹底する。
⑥ 内部監査、社長監査、監査役監査を実施し、業務が適正に実施されることを確実にする。
⑦ 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の体制を整備し、適正に運用されているか確認する。
⑧ 内部通報制度を有効に活用し不正行為等の早期発見を図る。
⑨ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役及び使用人の職務執行に係る文書（電磁的記録を含む）、情報の保存及び管理は社内規定の定めるところによる。
② 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて社内規定に規定された期間とする。
③ 取締役及び監査役は、随時保存された文書・情報を閲覧することができるものとする。

(3) 会社の損失の危険の管理に関する規則その他の体制

① 経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険等のリスクを適切に認識、評価し、早期に対処する体制の整備を行う。リスク管理については「リスク管理規定」を

制定し、対応する。
② 必要に応じ関連部門で標準の作成、配布、研修を行う。
③ 新たに生じたリスクに対応するため、「経営危機管理規定」に基づき、代表取締役社長から全社に示達するとともに速やかに対応責任者を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 経営上の重要事項について多面的な検討を行うための取締役会を設置する。
② 取締役会は原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、機動的な運用を図る。
③ 取締役会において年度経営計画、年度予算の策定、見直し及び月次、四半期、半期業績の管理を行う。
④ 取締役の職務執行は職務分掌規定、職務権限規定において職務執行の責任と権限の範囲を明確にして、効率的に行う。
⑤ 取締役の職務執行状況について、監査役監査・社長監査等によりその内容を把握し、改善を図る。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

① 親会社と子会社の意思疎通を図るための体制を構築する。
② 子会社の業務を主管する親会社の各部署は、子会社の業務が適正に行われているか定期的に報告を求め、業務執行状況を管理する。
③ 職務権限規定により子会社の役職員の権限を明確にし、当社の承認が必要となる事項を定め、稟議申請等により意思決定を行う。

ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

① 子会社の取締役等及び使用人から業務執行状況について定期的に報告を求め、リスクを認識、評価し、早期に対処する。
② 当社監査役による監査、監査法人による監査を実施し、子会社の業務執行状況及び経営内容の問題点について把握する。

ハ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 子会社の規則の制定、改廃、運用を適切に行うとともに、周知徹底を図るための教育を実施する。
② 主管部署が必要に応じて業務執行方法等の研修を実施し、子会社の取締役及び使用人の能力向上に努める。

ニ　子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社が制定している「企業行動規範・企業行動基準」について、子会社においても周知徹底を図る。

② 子会社の取締役及び使用人に対し、企業倫理、法令等の遵守を確保するための教育・指導を実施する。

③ 親会社による子会社に対する監査を実施し、子会社の取締役及び使用人の業務執行が適正に行われているか確認する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを必要としたときは、当該使用人を置くものとし、取締役からの独立性を確保する。

② 使用人が監査役の職務を補助するに際しては、当該使用人への指揮命令権は監査役に属するものとする。

③ 当該補助使用人の任命・評価・異動等については、あらかじめ監査役会の同意を得る。

(7) 取締役及び使用人から監査役への報告に関する体制

① 取締役及び使用人は法定の事項に加え当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、重大な社内通報を速やかに監査役に報告する体制を整備する。

② 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、子会社に重大な損害を及ぼすおそれがある事実、その他重要な事実があることを発見したときは、直ちに当社の監査役に報告する。

(8) 通報者及び監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度においては、通報者に対する不利益な取扱いの禁止をルール化する。また、監査役に報告した者に対して、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する。

(9) 会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役又は監査役会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対

して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなどの所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役又は監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役は、経営に影響を及ぼす重要事項について、その都度監査役に報告する体制を整備する。
② 監査役は、取締役会のほか重要な意思決定過程及び業務執行の状況を把握するために重要な会議に出席する。
③ 監査役は、子会社管理責任者とも相互に情報を共有又は意見交換し緊密な連携を図る。
④ 使用人等は監査役の監査に際して、業務の実施状況を報告し、職務に係る資料を開示する。

なお、当社は2022年４月１日付で「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を制定し、運用しております。その骨子は以下のとおりです。

第１章　財務報告に係る内部統制の基本方針
第２章　財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の方針
第３章　不備への対応
第４章　再評価等の追加手続
第５章　内部統制報告書
第６章　内部統制の記録の保存の範囲・方法・期間等

Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 法令及び定款等に適合することを確保する体制について

企業倫理確立・法令遵守の規範として制定した「企業行動規範・企業行動基準」について、全ての役職員に周知徹底するため、最低年１回の講習を義務付けるとともに、2015年10月より外部委員を含めたコンプライアンス委員会を設置し、違反・不正行為の未然防止、再発防止の徹底を図っております。また、内部監査、社長監査、監査役監査を実施し業務が適正に行われているかの確認を実施しております。内部通報制度については、制度の実効性を確保するため、必要な見直しを実施しております。ハラスメント相談窓口を設置し、運用を行っております。

反社会的勢力との関係を遮断するため、当社を取り巻く様々なステークホルダーが反社会的勢力でないことの確認を適時適切に行う社内体制を整備しております。

財務報告に係る内部統制体制については、2022年４月１日付で社内規定として「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を制定するとともに、社内における実施体制を構築しました。

(2) リスク管理体制について

地震等の自然災害については、毎年防災月間を設け、防災体制の見直し、防災訓練の実施、事業継続計画の見直し等を行っております。また、経営に影響を及ぼすおそれのある様々なリスクを事前に認識、把握し、適切な対策を行うため、2017年11月に「リスク管理基本規定」を制定し、またその運用機関としてリスク管理委員会を設置し運用を行っています。2021年度はリスク管理業務についての理解を深めさせるため、全社的な教育を行いました。海外事業の展開に伴い想定されるリスクについても、様々な会議において適正に認識、評価し、適切に対応するよう、努めております。感染拡大が継続しているコロナ感染症に関して、当社事業並びに当社役職員を含む全てのステークホルダーの安全・健康に及ぼす影響を適切に見極め、対応しています。

(3) 取締役の職務執行が適正に行われることを確保するための体制について

2021年度において、経営上の意思決定をより効率的且つ有効に行うために、取締役会をはじめとした会議体の機能の見直しなどのガバナンス改革を実施しました。

(4) 子会社の業務の適正を確保するための体制について

2016年12月に「子会社管理規定」を制定し、これに基づき、子会社の業務を主管する親会社の各部署は、業務が適正に行われるよう指導を実施し、業務執行状況を管理しています。また、子会社の意思決定については、親会社に対し稟議申請を行う等、常に親会社に対し報告・連絡・相談を実施する体制を取っている他、当該子会社の運営を所管する担当役員を任命し、迅速且つ適切な意思決定が行われるよう、図っております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われる体制について

監査役は、取締役会をはじめ重要な会議に出席し、重要な意思決定過程及び取締役の業務執行状況を把握し、監査役としての意見表明を行っており、また、当社に重大な影響を及ぼす事項の発生、重大な内部通報等は速やかに監査役へ報告が行われる体制を取っております。

本事業報告に記載する金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率等は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2022年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**10,525,386**	**流動負債**	**3,093,687**
現金及び預金	3,463,552	支払手形及び買掛金	889,258
受取手形及び売掛金	1,386,249	工事未払金	533,110
電子記録債権	796,425	契約負債	174,392
完成工事未収入金	2,796,371	短期借入金	50,000
契約資産	1,265,936	１年内返済予定の長期借入金	423,048
商品及び製品	525,040	未払法人税等	277,137
仕掛品	135,563	賞与引当金	280,655
原材料及び貯蔵品	138,247	完成工事補償引当金	16,842
その他	17,998	工事損失引当金	9,394
		設備関係支払手形	56,423
固定資産	**5,925,344**	その他	383,425
有形固定資産	**5,247,339**	**固定負債**	**1,276,203**
建物及び構築物(純額)	1,125,388	長期借入金	550,438
機械装置及び運搬具(純額)	1,292,424	役員退職慰労引当金	172,657
土地	2,721,445	健康被害補償引当金	106,500
その他(純額)	108,080	再評価に係る繰延税金負債	423,143
無形固定資産	**87,812**	その他	23,465
ソフトウエア	66,568		
その他	21,243		
投資その他の資産	**590,192**	**負債合計**	**4,369,891**
投資有価証券	368,228	**(純資産の部)**	
繰延税金資産	109,076	**株主資本**	**11,248,235**
その他	162,887	資本金	1,200,247
貸倒引当金	△50,000	資本剰余金	938,887
		利益剰余金	9,111,621
		自己株式	△2,520
		その他の包括利益累計額	**832,603**
		土地再評価差額金	789,081
		その他有価証券評価差額金	91,979
		為替換算調整勘定	△48,458
		純資産合計	**12,080,839**
資産合計	**16,450,730**	**負債・純資産合計**	**16,450,730**

連結損益計算書

（自　2021年４月１日
至　2022年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		14,118,843
売上原価		10,169,644
売上総利益		**3,949,199**
販売費及び一般管理費		2,088,044
営業利益		**1,861,154**
営業外収益		
受取利息及び配当金	10,788	
為替差益	19,382	
賃貸収入	21,395	
健康被害補償引当金戻入額	15,242	
その他	5,734	72,543
営業外費用		
健康被害補償引当金繰入額	20,000	
支払利息	6,449	
賃貸費用	4,284	
固定資産除却損	4,761	
その他	7,094	42,591
経常利益		**1,891,105**
特別利益		
投資有価証券売却益	12,264	12,264
特別損失		
減損損失	13,597	13,597
税金等調整前当期純利益		**1,889,773**
法人税、住民税及び事業税	599,800	
法人税等調整額	144,280	744,080
当期純利益		**1,145,692**
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,145,692**

連結株主資本等変動計算書

（自　2021年４月１日
至　2022年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,200,247	938,887	8,270,070	△2,520	10,406,684
当期変動額					
剰余金の配当			△304,142		△304,142
親会社株主に帰属する当期純利益			1,145,692		1,145,692
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計			841,550		841,550
当期末残高	1,200,247	938,887	9,111,621	△2,520	11,248,235

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	土地再評価差額金	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	841,360	87,826	△54,716	874,469	11,281,154
当期変動額					
剰余金の配当					△304,142
親会社株主に帰属する当期純利益					1,145,692
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△52,278	4,153	6,258	△41,866	△41,866
当期変動額合計	△52,278	4,153	6,258	△41,866	799,684
当期末残高	789,081	91,979	△48,458	832,603	12,080,839

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**10,341,417**	**流動負債**	**3,069,206**
現金及び預金	3,365,439	支払手形	597,837
受取手形	372,360	買掛金	292,992
電子記録債権	796,425	工事未払金	533,110
売掛金	1,002,610	短期借入金	50,000
完成工事未収入金	2,796,371	1年内返済予定の長期借入金	379,548
製品	462,027	未払金	171,212
契約資産	1,265,936	未払法人税等	277,137
原材料	99,090	未払費用	131,224
仕掛品	135,111	契約負債	174,392
貯蔵品	37,401	賞与引当金	279,000
前払費用	5,438	完成工事補償引当金	16,842
その他	3,203	工事損失引当金	9,394
		設備支払手形	56,423
		設備未払金	16,578
固定資産	**6,033,758**	その他	83,511
有形固定資産	**5,247,339**	**固定負債**	**1,179,953**
建物	1,034,335	長期借入金	454,188
構築物	91,052	預り保証金	20,851
機械及び装置	1,287,929	役員退職慰労引当金	172,657
車輌及び運搬具	4,495	健康被害補償引当金	106,500
工具器具及び備品	70,770	再評価に係る繰延税金負債	423,143
土地	2,721,445	その他	2,613
リース資産	4,809		
建設仮勘定	32,500	**負債合計**	**4,249,159**
無形固定資産	**87,812**	**(純資産の部)**	
借地権	5,308	**株主資本**	**11,244,953**
電話加入権	15,491	**資本金**	**1,200,247**
ソフトウエア	66,568	**資本剰余金**	**938,887**
水道施設利用権	444	資本準備金	938,887
投資その他の資産	**698,606**	**利益剰余金**	**9,108,339**
投資有価証券	368,228	利益準備金	95,300
長期前払費用	2,116	その他利益剰余金	9,013,039
関係会社出資金	110,762	別途積立金	1,000,000
保険積立金	33,278	繰越利益剰余金	8,013,039
差入保証金	124,926	**自己株式**	**△2,520**
繰延税金資産	109,076	**評価・換算差額等**	**881,061**
その他	218	土地再評価差額金	789,081
貸倒引当金	△50,000	その他有価証券評価差額金	91,979
		純資産合計	**12,126,015**
資産合計	**16,375,175**	**負債・純資産合計**	**16,375,175**

損 益 計 算 書

（自　2021年４月１日
至　2022年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		
完成工事高	10,455,628	
製品売上高	3,345,946	
商品売上高	313,368	14,114,943
売上原価		
完成工事原価	7,937,768	
製品売上原価	2,039,217	
商品売上原価	201,097	10,178,084
売上総利益		**3,936,859**
販売費及び一般管理費		2,088,044
営業利益		**1,848,814**
営業外収益		
受取利息及び配当金	10,782	
賃貸収入	21,395	
健康被害補償引当金戻入額	15,242	
その他	5,679	53,099
営業外費用		
健康被害補償引当金繰入額	20,000	
支払利息	5,106	
賃貸費用	4,284	
固定資産除却損	4,761	
その他	6,791	40,944
経常利益		**1,860,969**
特別利益		
投資有価証券売却益	12,264	12,264
特別損失		
減損損失	6,696	6,696
税引前当期純利益		**1,866,537**
法人税、住民税及び事業税	599,800	
法人税等調整額	351,050	950,850
当期純利益		**915,687**

株主資本等変動計算書

（自　2021年４月１日
至　2022年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当事業年度期首残高	1,200,247	938,887	938,887	95,300	1,000,000	7,401,494	8,496,794	△2,520	10,633,408
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△304,142	△304,142		△304,142
当期純利益						915,687	915,687		915,687
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計						611,545	611,545		611,545
当事業年度期末残高	1,200,247	938,887	938,887	95,300	1,000,000	8,013,039	9,108,339	△2,520	11,244,953

	評価・換算差額等			純資産合計
	土地再評価差額金	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当事業年度期首残高	841,360	87,826	929,186	11,562,594
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△304,142
当期純利益				915,687
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△52,278	4,153	△48,124	△48,124
事業年度中の変動額合計	△52,278	4,153	△48,124	563,420
当事業年度期末残高	789,081	91,979	881,061	12,126,015

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月20日

日本インシュレーション株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西　田　順　一

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福　島　康　生

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本インシュレーション株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本インシュレーション株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月20日

日本インシュレーション株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　大阪事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西　田　順　一
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福　島　康　生

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本インシュレーション株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、社外取締役を含む取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席（WEB会議方式を含む）し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、リモート方式により現地の状況を確認しました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月20日

日本インシュレーション株式会社　監査役会

常勤社外監査役　山下　智之　印

社外監査役　森脇　健人　印

監査役　中野　英雄　印

社外監査役　武田　英彦　印

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

第77回　定時株主総会会場ご案内略図

会　場　　大阪市中央区南船場４丁目２-４
日本生命御堂筋ビル12階
ハートンホール日本生命御堂筋ビル「コスモス」

交　通　　地下鉄　御堂筋線
「心斎橋」駅下車　３番出口徒歩約２分

※会場が変更となっております。お間違いないようご注意ください。

